

2 ローマ字商号に係る使用制限

ローマ字商号についても、**以下のような使用制限**があることは、**従前どおり**である。

(1) 法令により使用が義務付けられている文字の使用

会社の場合には、その種類に従い、合名会社、合資会社、株式会社又は有限会社という文字を用いなければならない(商法(明治32年法律第48号)第17条,有限会社法(昭和13年法律第74号)第3条第1項)。

また、銀行、証券会社等の場合にも、その種類に従い、商号中に使用を義務付けられている文字(銀行、証券等の文字)を使用しなければならない(銀行法(昭和56年法律第59号)第6条第1項,証券取引法(昭和23年法律第25号)第31条第1項)。

(例) 株式会社の「ABC **L t d .**」という商号及び銀行法上の銀行の「株式会社TOKYO **BANK**」又は「株式会社TOKYO **GI NKO**」という商号は、いずれも認められない。

(2) 法令により使用が制限されている名称

法人の設立又は一定の業務を行う資格等に関する法令の規定により、当該法人、資格者等以外の者がその名称又はこれに類似する名称を用いることが禁止されている場合があるが、当該名称の訳語が直ちにこれに該当するものとはいえないので、注意を要する。

なお、「**NPO法人**」という文字は、「**特定非営利活動法人**」に**紛らわしい文字**(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第4条)に**該当する**が、「**NPO**」という文字は、これに**該当しない**(内閣府国民生活局市民活動促進課と協議済み)。

(3) 個人商人の商号における制限

個人商人の商号においては、商号中に会社であることを示すべき文字を用いることはできない(商法第18条第1項)。

このため、個人商人の商号においては、一般に「会社」と誤認されるような文字、例えば、英語等で「会社」又はこれに類似する意味を持つ文字を用いることはできない。

(例) 個人商人は、「Company Incorporated」、「Co., Inc.」、「Co., Ltd.」、「K.K.」等の文字を商号に用いることができない。

(4) 公序良俗に反する商号の使用制限

ローマ字商号であっても、公序良俗に反する単語を用いた商号を使用することができないことは、同様である。

(5) 会社の支店又は一営業部門であることを示す文字の使用制限

ローマ字商号であっても、会社の商号中に支店であることを示す文字や会社の一営業部門であることを示す文字(例えば、「不動産部」)を用いることができないことは、同様である。

(例) 「株式会社ABC Tokyo Branch」といった商号は、認められない。